



県章

三重県公報

昭和55年9月9日 火曜日 第10898号

目次

告 示

- 三重県行政書士会の会則変更の認可 (学事文書課) 1
- 字の区域を変更する旨の届出 (地 方 課) 2
- 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに療養取扱機関の申出の受理 (保 険 課) 2
- 家畜の移入禁止 (畜 産 課) 2
- 漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みについて同意を求めるための届出及びその漁業者調書の縦覧 (漁 政 課) 3
- 道路の区域変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用開始 (同) 6

公 告

- 軽油引取税の特別徴収義務者の指定取消し (税 務 課) 6
- 土地改良事業を適当とする旨の決定及びその関係書類の縦覧 (耕地第一課) 7
- 土地改良事業の認可 (同) 7
- 国土調査に係る成果の認証 (同) 7
- 換地計画認可申請を適当とする旨の決定及びその関係書類の縦覧 (耕地第二課) 8
- 換地処分をした旨の届出 (同) 8

正 誤

- 昭和54年11月2日付け三重県公報第10810号 (耕地第一課) 9



三重県告示第426号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第16条の2の規定により、三重県行政書士会の会則変更を昭和55年9月1日認可した。

課長

課長補佐

主査

係長

係長

係長

昭和55年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

三重県告示第427号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、阿山郡大山田村の区域内において、土地改良事業の施行に伴い、次のとおり字の区域を変更する旨、同村長から届出があつた。

昭和55年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 阿山郡大山田村大字炊村字大門に編入する区域
阿山郡大山田村大字炊村字赤坂2664の3の一部
- 2 阿山郡大山田村大字炊村字赤坂に編入する区域
阿山郡大山田村大字炊村字大門1675から1678までの各一部、1679の1の一部、1680の1、字大平2543から2548まで、2549の1、2549の2、2551の1、2552、2552の1、2552の2

三重県告示第428号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条ノ3第1項の規定により、次のとおり保険医療機関及び保険薬局を指定し、並びに国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされた。

昭和55年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

名 称	所 在 地	指定及び申出 受理年月日
加藤産婦人科	桑名市末広町7番地	55.8.15
サニー歯科森	松阪市魚町1824	55.8.15
第一薬局	桑名市江場北郷21	55.8.15

三重県告示第429号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第32条第1項の規定により、家畜伝染性疾患のまん延を防止するため、次のとおり家畜の移入を禁止する。

昭和55年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 移入禁止の目的
豚コレラのまん延防止のため

- 2 移入禁止の対象となる家畜の種類及び範囲
豚
- 3 移入禁止の期間
昭和55年8月29日から当分の間
- 4 移入禁止の区域
愛知県渥美郡全域

三重県告示第430号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条の2第2項に規定する漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みについて同意を求めるため、発起人から次のとおり届出があつた。

なお、この届出に係る特定第2号漁業者調書は、当該区域に属する漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

昭和55年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

区 域	区 分	発 起 人	
		住 所	氏 名
甲 賀 区 域 (甲賀漁業協同組合) の地区	えび刺網漁業	志摩郡阿児町甲賀	山 下 伝一郎
			西 山 久 三
			山 下 邦 文
片 田 区 域 (片田漁業協同組合) の地区	えび刺網漁業	志摩郡志摩町片田	竹 内 慎 治
			浜 口 菊 男
			竹 内 吉 美
九 鬼 区 域 (九鬼漁業協同組合) の地区	えび刺網漁業	尾鷲市九鬼町	田 崎 次 郎
			浜 口 豊
			川 上 成 都

三重県告示第431号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

昭和55年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 166号
3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
飯南郡飯高町大字木樨字大畑249番地先から		旧	2.70~12.00	6,491.00	
飯南郡飯高町大字木樨字宮の谷158番の2地先まで		新	2.70~12.00	6,491.00	
飯南郡飯高町大字木樨字水呑240番から					
飯南郡飯高町大字木樨字宮の谷158番の2地先まで		新	9.50~176.00	4,031.00	

第2

- 1 道路の種類 一般国道
2 路線名 260号
3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
志摩郡志摩町片田字見張坂1164番地先から					
志摩郡志摩町片田字長田3962番地先まで		新	15.00~56.00	1,161.00	
志摩郡志摩町片田字大野814番の2地先から					
志摩郡志摩町片田字宮の前2393番の2地先まで		新	2.00~12.30	1,239.95	

第3

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 浜島阿児線
3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
志摩郡阿児町鶴方字長原970番の2地先から		旧	5.00~20.00	650.00	
志摩郡阿児町鶴方字長原970番地先まで		新	5.00~20.00	650.00	
志摩郡阿児町鶴方字長原970番の2地先から					
志摩郡阿児町鶴方字長原970番地先まで		新	13.00~38.00	615.00	

第4

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 佐原勢和松阪線

3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
松阪市小片野町字北谷口1918番の3地先から					
松阪市小片野町字北谷口1915番地先まで		新	10.00~27.00	140.00	

第5

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 大泉東停車場北大社線
3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
員弁郡東員町大字大木字北追野1058番の3地先から					
員弁郡東員町大字北大社字中垣内835番の1地先まで		旧	3.10~7.80	652.60	

第6

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 津停車場窪田線
3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
津市一身田大古曾字桜木515番の12から		旧	3.50~3.80	40.20	
津市一身田大古曾字桜木515番の9まで		新	4.20~4.50	40.20	

第7

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 鼎田辺線
3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
員弁郡北勢町大字田辺字煙1339番地先から					
員弁郡北勢町大字田辺字煙1331番の5地先まで		新	4.60~5.80	119.00	

第8

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 蒔田朝日線
3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延 メートル	長 メートル
三重郡朝日町大字柿字茶茶山1767番地先から		旧	12.50~18.00	54.00	
三重郡朝日町大字柿字茶茶山1768番の6地先まで		新	17.00~19.00	54.00	

第9

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平津菰野線
- 3 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市中村町字広下谷1039番の1地先から		旧	7.20~29.80	314.00
四日市市中村町字向山1248番の1地先まで		新	8.20~34.00	314.00

「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3か月間縦覧に供する。

三重県告示第432号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

昭和55年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 260号	志摩郡志摩町片田字大野814番の2地先から 志摩郡志摩町片田字宮の前2393番の2地先まで	昭和55年9月9日
県道 大泉東停車場 北大社線	員弁郡東員町大字大木字北迫野1086番から 員弁郡東員町大字大木字北迫野1073番の3まで	昭和55年9月9日
県道 津停車場窪田 線	津市一身田大古曾字桜木515番の12から 津市一身田大古曾字桜木515番の9まで	昭和55年9月9日
県道 蒔田朝日線	三重郡朝日町大字柿字茶茶山1767番地先から 三重郡朝日町大字柿字茶茶山1768番の6地先まで	昭和55年9月9日
県道 平津菰野線	四日市市中村町字広下谷1039番の1地先から 四日市市中村町字向山1248番の1地先まで	昭和55年9月9日

「関係図面」は、三重県土木部道路維持課に備え置いて、告示の日から3か月間縦覧に供する。



地方税法第700条の11の3及び三重県県税条例第175条の3の規定により、次の者に係る軽油引取税の特別徴収義務者の指定を取消した。

昭和55年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 所在地
名張市桔梗ヶ丘5番町8街区72番地
- 2 名称
第一産業株式会社 代表者 東 坂 数 登
- 3 指定取消年月日
昭和55年9月1日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、名張市営土地改良事業(農林業同和对策生産基盤整備事業下比奈知地区は場整備)は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 土地改良事業計画書の写し
 - (2) 条例の写し
- 2 縦覧の期間
昭和55年9月9日から同月28日まで
- 3 縦覧の場所
名張市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、青山町営土地改良事業(下川原北山地区)を昭和55年8月30日認可した。

昭和55年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証した。

昭和55年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

第1

- 1 調査を行った者の名称
上野市

- 2 調査を行った時期
昭和53年6月から昭和54年3月まで
- 3 成果の名称
上野市の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
上野市大滝ほか2
- 5 認証年月日
昭和55年9月9日

第2

- 1 調査を行った者の名称
志摩郡大王町
- 2 調査を行った時期
昭和53年6月から昭和54年3月まで
- 3 成果の名称
大王町の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
大王町名田ほか1
- 5 認証年月日
昭和55年9月9日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第1項の規定により、西鹿化土地改良区の換地計画(西鹿化地区)認可申請は、適当と決定した。

なお、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和55年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間)
昭和55年9月9日から同月29日まで
- 3 縦覧の場所
四日市市役所

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、大山田村から換地処分(飲村地区)をした旨、届出があつた。

昭和55年9月9日

三重県知事 田 川 亮 三

正 誤

昭和54年11月2日付け三重県公報第10810号に登載した、土地改良事業の工事を完了した旨の届出に関する公告中

ページ	行	誤	正
8	2	下友生地区	四十九東部地区

10月1日

パパにママボクも書いたね 国勢調査

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 1,400円

1箇年 16,800円

昭和55年9月9日印刷発行

津市広明町13番地

三

重

県

印刷 三重県総務部学事文書課